

議会改革提案第3号 飯田市議会委員会インターネット映像配信試行実施要綱の制定について

このことについて、下記のとおり制定したいので、議会運営委員会の決定を求める。

平成27年3月20日提案

議会改革推進会議

記

飯田市議会委員会インターネット映像配信試行実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民に開かれた議会を実現するため、飯田市議会の委員会が行う会議について、インターネットによる映像配信を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(映像配信の実施)

第2条 飯田市議会は、次に掲げる常任委員会及び特別委員会の会議について、ユーストリーム・アジア株式会社のインターネットストリーミングサービスを利用した動画の映像配信（以下単に「映像配信」という。）を試験的に実施する。

(1) 総務委員会

(2) 社会文教委員会

(3) 産業建設委員会

(4) リニア推進特別委員会

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場等については映像配信は行わないこととする。

3 第1項の規定により映像配信を試験的に実施することとする会議のうち、当分の間は、リニア推進特別委員会の会議について行うこととする。

(映像配信の種類)

第3条 映像配信の種類は、ライブ配信及び録画配信とする。

(映像配信の期間)

第4条 映像配信の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) ライブ配信 会議の開始から終了まで

(2) 録画配信 会議の終了後（休憩後を含む。）からユーストリーム・アジア株式会社が映像の保存を終了するまでの期間

(休憩中の映像配信)

第5条 会議の休憩中は、映像配信をしない。

(個人情報の取扱い)

第6条 会議において、個人情報（飯田市個人情報保護条例（平成17年飯田市条例第17号）

第2条第1号に規定するものをいい、議案に記載されたものを除く。以下同じ。)を含む発言をしようとする者は、委員長に休憩を要請し、休憩中に発言するものとする。

2 委員長は、会議を傍聴しようとする者に対し、当該者の容姿が映像配信される可能性があることを周知しなければならない。

(映像配信の中止)

第7条 会議において、個人情報を含む発言があった場合又は発言を取り消すことになった場合は、委員長の判断において、速やかに当該会議に係る録画配信の全部の映像配信を中止するものとする。

(試行後の検討)

第8条 第2条第3項の規定による試行の後（次条において「リニア推進特別委員会における試行後」という。）においては、配信する会議の種類等映像配信の実施について、委員長会などの意見を聴き、広報広聴委員会において検討していくこととする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、映像配信の試験的な実施に関し必要な事項は、議会改革推進会議（リニア推進特別委員会における試行後は広報広聴委員会）に諮って議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。